

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、一身上の都合により退職した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還いたします。

- ① 入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・70%
- ② 入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・30%
- ③ 入社日から6ヶ月以内に退職した場合・・・10%

但し、下記の場合はこの返戻金制度を適用いたしません。

- 1. 求人者の当該紹介者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に当該紹介者が一身上の都合で退職した場合
- 2. 紹介予定派遣等により求人者（派遣先）で就業中の派遣労働者を紹介する場合

また、返戻金制度は別途契約により、別の定めをする場合があります。

株式会社ザ・ワークス